

## 令和元年台風第19号で被災された農業者の皆さまへ

長野県農政部

被災された皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

現在、国・県・市町村も復旧・復興に向けた補助事業等を急ぎ準備しているところですが、被災現場では今後の経営のために復旧・復興作業を早く進めたい方も多いと推察いたします。しかし、過去に**必要な証拠書類が足りないことで補助対象とならなくなってしまう**事例もあることから、すぐに活動を始める可能性の高い作業について**とりあえずこれだけは準備しておいてほしい**ということを整理しました。

補助事業の内容、申請方法等については今後準備が整い次第ご連絡しますが、まずは下記事項を参考として復旧・復興作業にお取り組みください。

作業の種類		①注意事項 ②農業者が用意しておくもの ③問い合わせ先
品目共通	農地の泥出し	①農地に流入した土砂の排土は補助対象となる場合があります なお、土砂の道路への排出は行わず、農地内に仮置きをするようお願いいたします ③お住いの市町村の農政担当窓口、各地域振興局農地整備課
果樹園	樹体管理 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 樹体に絡まったごみの除去</li> <li>● 樹体の洗浄</li> <li>● 樹勢回復のための摘果</li> <li>● 樹体保護のためのせん定</li> <li>● 樹体保護のための消毒</li> <li>● 罹病した枝の除去・処分</li> </ul>	②作業前の園地の写真 ※1 作業中の写真 ※1 作業後の写真 作業日誌等(いつ、どこの園地の作業をしたかがわかるように) ③県農政部園芸畜産課果樹・花き係(TEL:026-235-7227)
水田	稲わら等の撤去	①撤去する前に、お住いの市町村、JA へご相談ください ②集めた稲わらの量(容量)がわかる写真や収集を依頼した JA 等の領収書 作業日誌等 ③お住いの市町村の農政担当窓口
	米が浸水して米が出荷できなかった農業者が営農を再開するための取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>● ゴミ・瓦礫の除去</li> <li>● 種苗等資材の準備</li> <li>● 土壌診断</li> <li>● 土づくり</li> </ul>	①今後、収入保険や任意共済特約等に加入することが要件です ②被害を受けた米の数量がわかる写真等 取組の内容がわかる作業日誌、写真、領収書 ③お住いの市町村の農政担当窓口、地域振興局農政課
	稲作農業の継続に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 作業委託及び機械レンタル等</li> <li>● 土壌診断</li> <li>● 土づくり</li> </ul>	①今後、収入保険や任意共済特約等に加入することが要件です ②取組の内容がわかる作業日誌、写真、領収書 ③お住いの市町村の農政担当窓口、地域振興局農政課

作業の種類		①注意事項 ②農業者が用意しておくもの ③問い合わせ先
きのこ生産施設	菌床等の撤去	①下記「浸水により故障した機械類の再取得・修繕」または「経営再開に向けた生産資材の導入」と合わせて実施することが要件です ②集めた菌床等の容量が分かる写真 菌床等の撤去に係る作業日誌 業者へ発注した場合は請求書や領収書 ③地域振興局農政課・林務課
	浸水により故障した機械類の再取得・修繕	①最安価で被災前の状態に戻すことが基本条件です ②被災した機械の写真 納入後の機械の写真 見積書・契約書・納品書・請求書・領収書 ③地域振興局農政課・林務課
	経営再開に向けた生産資材の導入	①対象となる生産資材は「培地」（培養センター方式の場合は「培養ビン」）です ②被災した培地の写真 納入後の培地原料や培養ビンの写真 見積書・契約書・納品書・請求書・領収書 ③地域振興局農政課・林務課
品目共通	被災により故障した機械類の再取得・修繕	①最安価で被災前の状態に戻すことが基本条件です （最安価との差額を自己負担することで能力アップ・修繕から再取得への変更は可能） ②被災した機械の写真 （被災状況がわかるもの、機械の型式等がわかるもの）※1、※2 見積書・契約書 納入機械の写真 納品書・請求書・領収書 ③県農政部農村振興課地域営農係（TEL:026-235-7245）
	被災した農業生産施設（パイプハウス等）や土砂混じりのがれきの撤去、再建・修繕	①被災前の状態に戻すこと、今後、園芸施設共済等に参加することが基本条件です （再建については差額を自己負担することで規模拡大が可能） ②被災した施設の写真（被災状況がわかるもの）※1、※2 見積書・契約書 撤去、再建・修繕後の写真 納品書・請求書・領収書 ③県農政部農村振興課地域営農係（TEL:026-235-7245）

※1：これから作業を始める場合は必ず用意する（無い場合は代替となり得るものをご用意ください）

※2：流されたなどで亡失した場合は、後日所有していたことがわかる書類をご用意ください

営農再開のための補助事業等の情報は、農水省ホームページ 災害に関する情報

（<http://www.maff.go.jp/j/saigai/index.html>）もご覧ください。

問い合わせ先一覧

地 域		電話番号	F A X 番号
佐久地域振興局	農政課	0267-63-3144	0267-63-3189
	農地整備課	0267-63-3148	0267-63-3894
	林務課	0267-63-3152	0267-63-3195
上田地域振興局	農政課	0268-25-7125	0268-27-2136
	農地整備課	0268-25-7128	0268-25-7132
	林務課	0268-25-7137	0268-27-2245
諏訪地域振興局	農政課	0266-57-2912	0266-52-2295
	農地整備課	0266-57-2915	0266-57-2918
	林務課	0266-57-2919	0266-57-2948
上伊那地域振興局	農政課	0265-76-6812	0265-78-9349
	農地整備課	0265-76-6815	0265-76-6819
	林務課	0265-76-6823	0265-76-6828
南信州地域振興局	農政課	0265-53-0413	0265-53-1629
	農地整備課	0265-53-0420	0265-53-0421
	林務課	0265-53-0423	0265-23-3393
木曽地域振興局	農政課	0264-25-2220	0264-22-4346
	農地整備課	0264-25-2222	0264-24-2807
	林務課	0264-25-2224	0264-23-3235
松本地域振興局	農政課	0263-40-1915	0263-47-7822
	農地整備課	0263-40-1918	0263-47-7823
	林務課	0263-40-1926	0263-48-2490
北アルプス地域振興局	農政課	0261-23-6510	0261-23-6512
	農地整備課	0261-23-6518	0261-23-6518
	林務課	0261-23-6519	0261-23-6565
長野地域振興局	農政課	026-234-9512	026-234-9513
	農地整備課	026-234-9516	026-234-9554
	林務課	026-234-9521	026-234-9526
北信地域振興局	農政課	0269-23-0210	0269-23-2217
	農地整備課	0269-23-0211	0269-26-6674
	林務課	0269-23-0215	0269-23-0258
県庁農政部	農業政策課 企画係	026-235-7213	026-235-7393
	農業技術課	026-235-7220	026-235-8392
	園芸畜産課 果樹・花き係	026-235-7227	026-235-7481
	農地整備課	026-235-7238	026-233-4069
	農村振興課 地域営農係	026-235-7245	026-235-7483